

在外国民皆さんの大いなる関心と参加が必要です。

在外選挙案内文《第 22 号》



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2011. 6. 29.

☎ 82-2-503-0648

FAX 82-2-507-4352

在外選挙関連政党政策説明会、懇談会など開催

許される行為

- 在外選挙制度の導入に伴う在外選挙人登録申請、選挙権行使方法を説明する行為
- 在外国民を対象に政策懇談会などを開催しながら在外同胞関連政策を説明する行為
- 国会議員が自分ら発議した在外国民を支援できるようにする内容の法律案を在外国民を対象に説明する行為
- 政策懇談会などの開催場所面積などを考慮して制限された担当者に懇談会などの開催日程を知らせる招請状を発送する行為

禁止される行為

- 在外国民を対象に政策懇談会を開催しながら参席者らに交通便宜を図ったり金品・飲食物などを提供する行為(公職選挙法 § 113～ § 115 違反)
- 政党幹部などが在外同胞懇談会時、在外国民に特定政党や立候補予定者に対する支持・反対を訴える行為(公職選挙法 § 254 違反)
- 在外同胞懇談会などの招請状に立候補予定者に対する宣伝内容または選挙公約などを掲載して発送する行為(公職選挙法 § 93, § 254 違反)

➡ 在外選挙関連資料は在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)を参考にして下さい!